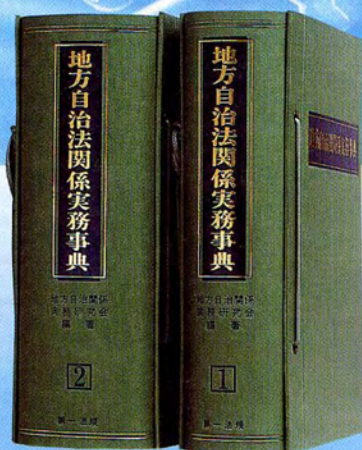


約350の用語と関連する基本的事項約1600項目を収録!!
地方自治法解釈と運用のための用語百科事典!

地方自治法関係実務事典

地方自治関係実務研究会◎編著



- A5判・加除式・全2巻
- 定価 本体10,000円+税



たとえば、「条例」「国又は都道府県の関与」等、

内容見本（縮小）

巻末の五十音索引により、
該当ページが一目でわかります

| 索引 | |
|----------------------------|-----------|
| — 制定事項一覧 | 2872 |
| — 相互間の関係 | 2837の36 |
| 条例定数制度の導入 | 521 |
| — で定める一般的基準の内容 | 1809の3 |
| — で定める議決事件 | 769 |
| — と規則との関係 | 2837の38 |
| — と他の執行機関の規則との関係 | 2858 |
| — による罰則 | 2837の42 |
| — による罰則制定における留意事項 | 2901の6 |
| — による罰則と刑罰法定主義の関係 | 2901の2 |
| — による罰則の制定範囲 | 2901の3 |
| — による両罰規定の制定 | 2901の5 |
| — の議決 | 2864 |
| — の議決と長への送付義務 | 1763の17 |
| — の公告方法 | 1763の22 |
| — の公布施行 | 2865 |
| — の公布手続き | 1763の13 |
| — の効力 | 2837の29 |
| — の施行期日 | 1763の28 |
| — の種類 | 2838 |
| — の発案 | 2837 |
| — の所管事項 | 2863 |
| — の制定改廃 | 2837の43 |
| — の制定改廃手続 | 2863 |
| — の発案 | 2863 |
| 条例による事務処理の特例（県から市町村への権限委譲） | 2861.4317 |
| — と規則 | 2861の6 |
| — の協議 | 2861の5 |
| — の経過措置 | 2861の7 |
| — の効果 | 2861の3 |
| — の対象 | 2861 |
| 条例の制定改廃議決権 | 2879 |
| 条例の制定・改廃請求権 | 2880 |
| — の行使手続 | 2886 |
| — の内容 | 2880 |

「用語」からでも「用語の
関連事項」からでも検索
できます

関係法令にも触れながら、
要点を簡潔に説明してい
ます

| 索引 | |
|--------------------------|-------------|
| 紀律の内容 | 629 |
| 記録の提出の請求(百条調査権) | 4872 |
| 緊急事件と告示との関係 | 668 |
| 緊急質問 | 1370 |
| — としての要件 | 1370 |
| — の性格 | 1370 |
| 緊急を要する事件 | 6236 |
| 金融機関の指定のない場合の口座振替の可否 | 1786 |
| — の例 | 1490 |
| 郡 | 1491 |
| — の意義 | 1491の2 |
| — の沿革 | 1491 |
| — の区域の変更 | 1491の8 |
| — の新設 | 1491の4 |
| — の新設に係る事務手続 | 1491の4 |
| — の廃止 | 1491の6 |
| — の名称及び区域 | 1491の3 |
| — の名称の変更 | 1491の9 |
| 訓令 | 1501 |
| — の効力 | 1501 |
| — の性質 | 1501 |
| — の制定 | 1503 |
| 国と地方公共団体との間の基本的関係を確認するには | 3611 |
| 国と地方公共団体との関係(関与の意義) | 1372 |
| 国の財源措置 | 1565 |
| 国の地方行政機関の設置 | 1335 |
| 国又は都道府県の関与 | 1423.3215の3 |
| — の基本原則(一般法主義の原則) | 1423 |
| — の定義 | 1423 |
| 組合設置の勧告 | 3421 |
| 組合の解散 | 3422 |
| 繰上充用 | 1442 |
| — の意義 | 1442 |
| 繰替払 | 1456 |
| — の意義 | 1456 |
| — のできる範囲 | 1456 |
| 繰越使用した場合の事後措置 | 1489の2 |
| 繰越明許費 | 1462 |
| — の意義 | 1462 |
| — の設定の効果 | 1488 |
| — の設定の方法 | 1487 |
| 繰越しをした場合の財源措置 | 1489 |
| 繰出金 | 1489の3 |
| — の意義 | 1489の3 |
| — の例 | 1490 |
| — の意義 | 1491の2 |
| — の沿革 | 1491 |
| — の区域の変更 | 1491の8 |
| — の新設 | 1491の4 |
| — の新設に係る事務手続 | 1491の4 |
| — の廃止 | 1491の6 |
| — の名称及び区域 | 1491の3 |
| — の名称の変更 | 1491の9 |
| 訓令 | 1501 |
| — の効力 | 1501 |
| — の性質 | 1501 |
| — の制定 | 1503 |
| 軽易な事項 | 611の3 |
| 経営状況及び公表 | 3235 |
| 警察官の引き渡し | 278 |
| 警察官に対する予算の調製及び執行 | 1735の52 |
| 警察官に属する会計事務の取扱い | 1735の53 |
| 継続審査(会期不継続の原則の例外) | 202 |
| 継続審査の期限 | 5227の27 |
| 継続審査の効果 | 5228 |
| 継続審査の対象 | 5227の21 |
| 継続審査の手続 | 5227の24 |
| 継続費 | 1551 |
| — 設定の効果 | 1553 |
| — 設定年度終了の場合における措置 | 1557 |
| — の意義 | 1551 |
| — の設定方法 | 1552 |
| — の通次繰越と継続繰越計算書の議会への報告 | 1554 |
| — の内容修正 | 1554 |
| 継続費との相違 | 1486 |

条例の罰則

普通地方公共団体の自治
団体の長が定める規則（
める人事委員会規則又は公
める教育委員会規則（地教
おける法律に相当するもの
する議会によって制定され
も広汎であり、地方公共団
このことから、こうした
に対して一定の義務を課す
保するなどの必要性がある
を設けることも許容される
方自治法の一部改正以来、
規定を定め得ることとされ

地方分権推進一括法 の改革措置

1 地方分権推進委員会の
と受けて制定された
ら法律（平成11年法
による改正後の地
方自治法）において、
団体の事務執行機

関委員会
本に委任

思いつくままの言葉からすばやく検索できます!!

「地方分権一括法」に対応して内容補正を行った用語一覧（約70語）

新規

国地方係争処理委員会／国又は都道府県の関与／自治紛争処理委員会／条例による事務処理の特例／地方公共団体の役割と国の配慮／特例市制度

改訂

委任／公の施設／過料／監査結果の報告・公表等／監査の目的・心得／議員の兼職禁止／議案／議員の定数／議会の権限／議会の招集／規則／教育委員会の職務権限等／行政機関の設置／国と地方公共団体との関係／訓令／契約に関する地方自治法の規定／憲法と地方自治／財産区／財務規則／市町村の廃置分合及び境界変更／執行機関の義務及び組織／指定都市／事務委託／事務監査請求／使用料／条例／条例の罰則／職員の派遣／地方公共団体の組合／地方債／中核市制度／長の事務の委任／手数料／百条調査権／分担金等に関する規制／異議申立て／一般質問／議会の設置／議長の委員会への出席／協議会の規約／協議会の設置／行政委員会制度／経費の支給／助言又は勧告／都道府県と市町村との関係 等

条例の罰則

【改訂 平成12年3月】

規程は、条例に限られるものではなく、地方自治法15④、人事委員会又は公平委員会の定款委員会規則（地公法8④）、教育委員会の定款規則14）もまた、その一種であるが、条例は国に比べて、住民の代表者たる議員によって構成されるものであり、したがって、その制定範囲も最下位の基本法規であるともいえるものである。条例の基本的性格に照らして考えれば、住民等と同等の内容とする行政事務条例の執行力を担う場合には、条例による一定限度内での刑罰規定を設けるという見地を立て、昭和22年の地方自治法の委任により、条例で一定限度内の刑罰を定めることである。

国又は都道府県の関与

国又は都道府県の関与

【改訂 平成18年11月】

関与の定義

地方分権推進計画の整理に沿って、「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」について定義規定を設け、その範囲を明確にし、関与の基本類型が規定されている。具体的には、まず、関与の基本類型である個別の関与を列挙し、さらに、基本類型には該当しない関与についても、包括的に規定されている。なお、ここでいう「関与」は、普通地方公共団体が固有の資格において名あて人となるものを対象とする。

1 関与の意義

「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関（内閣府設置法第4条第3項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、宮内庁、同法第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法第3条第2項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同じ）又は都道府県の機関が行次に掲げる行為（普通地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名あて人となるもの限り、国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く）をいう（自治法245）。

(1) 普通地方公共団体に対する次に掲げる行為

- ① 助言又は勧告
- ② 資料の提出の要求
- ③ 是正の要求（普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているときに当該普通地方公共団体に対して行われる当該違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めたことであって、当該求めを受けた普通地方公共団体がその違反の是正又は改善のため必要

1423

各用語ごとに関連する事項を取り上げながら、わかりやすく解説しています

解説の根拠となった「行政実例」「判例要旨」「通知」等を掲載しています

条例の罰則

できない（行実昭46.7.6）。

- 2 なお、罰金及び料金の額については、平成3年4月に制定された「罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律」によって刑法、自治法等の関係規定の改正が行われた。その結果、第3項に定める罰金の額が従来は「10万円以下」とされていたものが「100万円以下」に改訂された。また、後述するように刑法の規定の改正により、同法が適用される条例で定める罰金の額及び料金の額についても改訂があった（同法8.15.17）。

行政実例

○条例の両罰規定

（昭和25、7、25、自行政第178号）
佐賀県知事宛 行政課長回答

問 次のとおり県条例に両罰の規定を定めることは、第14条第5項（現行法では第3項）に違反しないか。

- 1 第10条第3項の規定に違反した者は1万円以下の罰金又は科料に処する。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは法人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人に業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対しても前項の罰金刑を科する。

答 いやしくも行政法規が、当該法規の企図する行政目的の達成を担保するためこれに罰則規定を付しうるものであるならば、当該目的達成のため必要な限度においては特に法規違反の責任者を規定することが可能であり、法第14条第5項もこのような考を前提として設けられたものである。従って必要があるときは前項の条例

「購入・検討したいけれど・・・」というお客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

- ◆加除式書籍とは、書籍(台本)の内容を最新の状態に保つために、法令改正・事例追加に伴う内容補正の追録(補正・追加が必要な頁・冊子/有料)を発行し、お客様のお手元の書籍(台本)の該当頁と差し替えていただく形態の書籍です。
- ◆加除式なら追録の迅速な発行により、常に最新の情報がお手元に届きますので、改正・増補を見落とすことがありません。未永く、安心してご利用いただけます。

追録は購入しなければならないの？

- ◆加除式のメリットは、最新の内容で常にご利用いただけることです。台本購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしております。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品に綴り込んでいる「利用規約(規程)」にご案内しております。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせ下さい。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選び下さい。
 - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込み下さい。申込先(連絡先・FAX番号等)は、申込書に記載しています。
 - 弊社**ホームページ**からもお申し込みいただけます。
 - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。
 - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込み下さい。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。不明な点は、下記フリーダイヤルまでお問い合わせ下さい。

商品を手にとって検討したい・・・

- ◆商品をお手にとって検討したいというお客様には、便利な無料試読サービスをお勧めします。商品そのものをお届けし、内容をご確認・ご検討いただける安心のシステムです。
- ◆ご購入の場合は現品同封の申込書でお申し込み下さい。ご不要の場合は、料金着払いでご返品下さい。ご検討は現品到着後2週間以内をお願いします。2週間を経過してお申し込み・ご返品がない場合、弊社より確認のお電話等をさせていただきます。万一、紛失された場合等は、実費をご請求させていただくことがあります。

未永く、安心してご利用いただくために

- ◆書籍のページが欠落してしまった、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合はお気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡下さい。弊社社員がメンテナンスにお伺いします。

商品に関するご照会・お申し込みは

TEL 0120-203-694
FAX 0120-302-640

ホームページからのお申し込みは

＜クレジットカードでもお支払いいただけます。＞
※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。

<http://www.daiichihoki.co.jp>

第一法規 株式会社

本社
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560 TEL 03-3404-2251 (大代表) FAX 03-3404-2269

北海道支社 [北海道]
札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館7F 〒060-0004

東北支社 [青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島]
仙台市青葉区上杉1-6-1 〒980-0011

東京支社 [東京・千葉・神奈川・山梨]
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

関東支社 [茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野]
さいたま市浦和区高砂2-3-19 新高砂ビル4F 〒330-0063

信越営業所 [新潟・長野]
長野市岡田町176 〒380-8566

東海支社 [富山・石川・岐阜・静岡・愛知・三重]
名古屋市長区泉1-1-39 〒461-8550

関西支社 [福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山]
大阪市西区新町2-15-24 〒550-0013

中四国支社 [鳥取・島根・岡山・広島・徳島・香川・愛媛・高知]
岡山市柳町1-1-1 住友生命岡山ビル15F 〒700-0904

九州支社 [山口・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄]
福岡市中央区大手門3-5-1 〒810-0074

沖縄営業所 [沖縄]
那覇市泉崎1-18-7 泉屋ビル2F 〒900-0021



〈611360〉

地自実 (611368) 2007.3 H3